

平成 21 年度事業計画

自：平成 21 年 4 月 1 日 至：平成 22 年 3 月 31 日

1. 著作権侵害に対する普及・啓発ならびに広報活動

1-1 ニュースリリース等による広報 PR

会員企業が告訴を行った刑事摘発などの著作権侵害防止に関する情報、パブリックコメント提出等の意見表明、イベントの告知等についてニュースリリースを行う。

1-2 マスメディアへの情報提供・取材協力

マスメディアに対して、ニュースリリースや記者発表会などを通じて著作権侵害防止に関する情報提供等を行うほか、取材依頼についても積極的に協力する。また IT 関連誌等への寄稿を通じた広報活動も行う。

1-3 ホームページの活用

ACCS ホームページを通じた、活動の告知や著作権等に関する情報発信に努めるほか、著作権侵害に関する情報の収集窓口としての機能も活用し、侵害の実態把握や会員の権利執行の支援に寄与する。

また専用ページを活用し、会員向けの著作権等に関する情報提供や会務の連絡等を行う。

1-4 ACCS 活動報告書の発行

平成 20 年度の ACCS の活動をまとめた報告書を制作、頒布する。

1-5 ポスター、チラシ等の頒布、意見広告の掲載

著作権等に関する情報提供や ACCS の活動告知のため、各委員会の決定等に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット等を制作、頒布するほか、IT 関連誌等への意見広告の掲載などを行う。

1-6 メールニュースの発行

メーリングリストを活用した会員向けメールニュースを定期的に発行し、著作権等に関する情報提供や会務の連絡等を行う。

2. コンピュータソフトウェアの著作権に関する調査・研究、政策提言等の活動

2-1 会員・関連団体・関係官庁等の動向調査

政策提言等に関連する組織等との交流・連携を図り、その動向を調査する。また、以下の組織・会議等に参加し、政策提言のほか、業界動向に関わる情報収集等を行う。

<政策提言>

- ・文化審議会著作権分科会
- ・警察庁 総合セキュリティ対策会議

<業界団体間のポリシー形成>

- ・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会
- ・インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会 (CIPP)
- ・ネットワーク音楽著作権連絡協議会 (NMRC)
- ・安心・安全インターネット推進協議会
- ・ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会

<業界動向の情報収集、啓発実務>

- ・デジタル時代の著作権連絡協議会 (CCD)

- ・不正商品対策協議会（ACA）
- ・コンテンツ海外流通促進機構（CODA）
- ・国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）
- ・一般社団法人 モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）
- ・独立行政法人 科学技術振興機構 科学技術理解増進ウェブサイト委員会

<団体運営への協力>

- ・財団法人 ソフトウェア情報センター（SOFTIC） 評議員
- ・社団法人 著作権情報センター（CRIC） 理事・総務委員会
- ・社団法人 コンピュータエンターテインメント協会（CESA） 理事
- ・コンテンツ・ソフト協同組合 著作権評議員
- ・サーティファイ著作権検定委員会 委員長

2-2 業界ルールの策定・協議

総務・法務委員会を中心に、社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）など音楽著作権等管理事業者が管理する楽曲をゲームソフトやネットワーク配信で利用する場合の使用料のあり方について、「ネットワーク音楽著作権連絡協議会（NMRC）」などと連携し、検討、協議を行う。

また、必要に応じて、業界間におけるルール策定協議を行う。

3. 著作権侵害行為に対する会員の権利行使の支援活動

3-1 著作権侵害の防止に係る活動

3-1-1 ネットワークを悪用した著作権侵害等の抑制・防止のための取り組み

ネットワークを悪用した著作権侵害等の抑制・防止のために、ホームページ等を利用して一般からの情報提供を受け付け、侵害等の実態を調査する。

また、侵害対策委員会を中心に、ファイル共有ソフトやインターネットオークションを悪用した著作権侵害などの諸問題に関する対応策を検討・実施する。

主な内容としては、

- ・インターネットオークションにおける違法出品の停止要請。
- ・インターネット上における著作権侵害行為の調査・注意喚起。
- ・インターネットを悪用した著作権侵害行為の実態及び要因の調査・分析。
- ・「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」に参加し、ガイドラインに定められた信頼性確認団体としての、会員の申請事務の遂行。
- ・著作権侵害防止に関わる啓発ポスター等のコンテンツの企画、制作。
- ・「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（CIPP）」への参加。
- ・「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」への参加。
- ・ファイル共有ソフトの利用に関する調査。
- ・他の著作権関連団体やインターネットサービスプロバイダ等と共同して行う普及啓発活動。

さらに、社団法人 デジタル放送推進協会（Dpa）と連携し、テレビ放送コンテンツの不正な流通に関する調査及び対策を支援する。

3-1-2 企業・団体内等のソフトウェアの不正コピー抑制・防止のための取り組み

侵害対策委員会を中心に、企業・団体等で行われているソフトウェアの不正コピー・不正使用を防止するため、主に以下の活動を行う。

- ・企業・団体内等で行われる不正コピーの実態及び要因の調査・分析。
- ・企業・団体内等で行われる不正コピーを防止するための「ソフトウェア管理」手法の研究及び導入支援等の普及。
- ・著作権侵害防止に関わる啓発ポスター等のコンテンツの企画、制作。

3-1-3 その他の著作権侵害等の抑制・防止のための取り組み
新たな著作権侵害行為の実態調査ならびに侵害抑止・防止策の検討を行う。

3-2 会員社の権利執行支援

3-2-1 刑事事案に関する支援活動

著作権侵害行為の情報収集や実態調査を行い、会員・捜査機関へ収集した情報を提供するとともに、捜査機関が行う捜査活動に積極的に協力する。また、会員が行う刑事告訴その他の手続きについて協力し、必要に応じて他業界と連携して対応を行う。

3-2-2 企業・団体内等のソフトウェアの不正コピーに対する権利執行への支援

不正コピーに関する情報をホームページや電話で受け付けるほか、複数の会員が共同して権利執行するための支援を行う。

また、重要な裁判等が行われた場合には、同種の侵害を抑止するため、その内容をマスメディアやホームページ等を通じて広く提供する。

3-2-3 その他会員社が行う権利執行への支援

必要に応じて、会員社又は関連する著作権等関連団体が行う権利執行に協力する。

4. 海外における権利保護活動

アジア地域をはじめとした海外における日本コンテンツ（ゲームソフト、アニメなど）の海賊版流通問題などに取り組むため、下記の事業を行う。日本コンテンツの著作権侵害対策については、侵害対策委員会を中心に検討を行う。

- ・ 現地の知的財産保護動向の情報収集。
- ・ 現地政府機関・団体等との著作権普及のための交流事業。
- ・ 現地の著作権侵害実態等の情報収集。
- ・ 現地の取り締まり機関等への海賊版摘発要請等の働きかけ。
- ・ 在中国の日系企業におけるソフトウェア管理の推進。

5. 会務

ACCS の運営に関する下記の会務を、事務局において執り行う。

- ・ 総会・理事会・委員会等の運営に関する業務。
- ・ 総会記念懇親パーティや講演会等、会員間の交流を促進するイベントの開催。
- ・ 会員ならびに一般からの著作権に関する相談。
- ・ 入会勧誘の推進。
- ・ 会員管理。
- ・ 外部からの人事研修の受け入れ。
- ・ その他必要な事業。

以上